

木造住宅耐震助成（補強設計・耐震改修）提出書類チェックリスト

注意事項！

- 申請年度を過ぎると助成金が交付できません。
- 領収書の宛名が申請者と異なる場合は助成金が交付できません。

【はじめに】

- 1 区の承認前に契約行為（仮契約や事前の代金支払い等を含む）を行うと助成できなくなります。
- 2 接道がない場合は、助成対象になりません。
- 3 道路に越境物（門、塀、軒先、建築設備等）がある場合は、越境物を解消しないと助成対象になりません。
※42条1項5号及び42条2項の道路中心線は、住環境整備課細街路整備係で協議してください。
- 4 補強設計が東京都建築士事務所協会葛飾支部又は東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度の建築士でない場合、東京都建築士事務所協会葛飾支部の評価を受ける手続きが別に必要です。
- 5 助成金交付申請は、申請した年度の3月上旬を目安に提出してください。
- 6 単年度申請の場合は当該年度内、複数年度申請の場合は最終年度内に交付申請してください。
※複数年度申請の場合は、出来高により年度ごとに交付申請をすることもできます。
- 7 工事の契約は必ず申請者が行ってください。領収書の宛名が申請者と異なる場合は助成金が交付できません。

【補強設計・耐震改修工事の契約前】承認申請

- 1 工事完了が翌年度以降の場合は第1号様式、今年度の場合は第7号様式
次の（1）～（2）のいずれか1つ
 - （1）木造住宅耐震助成複数年度事業（全体設計）承認申請書（第1号様式）
 - （2）木造住宅耐震助成承認申請書（第7号様式）
- 2 助成対象建築物の所有者・建築時期が確認できる書類の写し（最新のもの）
次の（1）～（3）のいずれか1つ
 - （1）既存建築物の登記事項証明書の写し（インターネット版は照会番号があるもの）
 - （2）固定資産税・都市計画税納税通知書と課税明細書の写し
 - （3）土地・家屋名寄帳の閲覧による書類の写し
- 3 申請者が次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合、必要な書類
 - （1）【助成対象建築物が共同所有の場合】
 - ①共同所有者が分かる書類の写し（2の書類で共同所有者が分かれば不要）
 - ②同意書（所有者の1人に助成申請及び助成金受領を同意する書類）
 - （2）【助成対象建築物所有者の親族が申請する場合】
 - ①所有者と申請者の関係が分かる書類の写し（戸籍謄本等）
 - ②同意書（所有者が申請者に助成申請及び助成金受領を同意する書類）
 - （3）【助成対象建築物の所有者が死亡していて親族が申請する場合】
 - ①所有者の死亡が分かる書類の写し（除籍謄本等）
 - ②相続人が分かる書類の写し（遺産分割協議書、戸籍謄本、改製原戸籍等）
 - ③同意書（相続人全員が申請者に助成申請及び助成金受領を同意する書類）
- 4 申請者が法人の場合、法人の全部事項証明書の写し（インターネット版は照会番号があるもの）
- 5 障害者等加算の対象となる場合、障害者等が居住する住宅の適用確認書
- 6 補強設計の見積書（※申請者名義）の写し
- 7 耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と診断された場合、Iw値を1.0以上に向上させる補強設計案の計算書及び補強箇所を示した平面図、補強設計案による耐震改修工事の概算見積書
※区の耐震診断を受けている場合は不要
- 8 契約～補強設計～耐震改修工事～引渡しまでの工程表（年度ごとの出来高が分かるもの）
- 9 配置図（道路種別、現況幅員、道路への越境物も図示）
- 10 撮影日入り（手書き可）の助成対象建築物の写真（外観・内観各2枚程度）
- 11 その他区長が必要と認める書類

裏面へ続く

【補強設計の完了後】設計完了届（補強設計の完了後、速やかに提出してください）

- 1 木造住宅耐震助成設計完了届出書（第13号様式）
- 2 補強設計の契約書（※申請者名義）の写し
- 3 補強設計の見積書（※申請者名義）の写し
- 4 補強設計で東京都建築士事務所協会葛飾支部の評価を受ける必要がある場合、評価書
- 5 補強設計の計算書及び設計図書 ※新耐震基準木造住宅の場合、精密診断法に基づいて行ったもの（求積図、平面図、特記仕様書、標準図、屋根施工面積が分かるもの、その他構造詳細が分かるもの）
※道路に越境物がある場合は、越境物を解消する計画も提出すること
- 6 その他区長が必要と認める書類

【耐震改修工事の契約後】着手届（全ての書類がそろった後、速やかに提出してください）

- 1 木造住宅耐震助成着手届（第15号様式）
- 2 耐震改修工事の請負契約書（※申請者名義）の写し
- 3 耐震改修工事の見積書（※申請者名義）の写し
- 4 契約～補強設計～耐震改修工事～引渡しまでの工程表（年度ごとの出来高が分かるもの）
- 5 大規模の修繕・模様替に該当する場合、建築確認済証、建築確認申請書の写し

【耐震改修工事の工事中】中間検査

- 1 木造住宅耐震助成中間検査申請書（第16号様式）
※基礎配筋、筋交い、柱頭柱脚金物の状態が確認できるタイミングでご連絡ください。

【承認申請の第1号様式による申請をした年度末】助成金交付申請（1年度目）

- 1 木造住宅耐震助成金交付申請書（第17号様式）
- 2 補強設計及び耐震改修工事の領収書（※申請者名義）写し（当該年度の出来高の支払い）※原本も持参
- 3 申請者が法人の場合、消費税仕入税額控除確認書
- 4 撮影日入り（手書き可）の工事中の写真（当該年度の出来高が確認できるもの）
- 5 木造住宅耐震助成金請求書（第20号様式） ※日付と金額は提出時に確認してください。
- 6 その他区長が必要と認める書類

【補強設計・耐震改修工事の完了後】助成金交付申請

- 1 木造住宅耐震助成金交付申請書（第17号様式）
- 2 補強設計及び耐震改修工事の領収書（※申請者名義）の写し ※原本も持参
- 3 着手時の契約書と領収書の額が一致しない場合、領収書との差額の内容が分かる見積書や請求書等
- 4 申請者が法人の場合、消費税仕入税額控除確認書
- 5 大規模の修繕・模様替に該当する場合、完了検査済証の写し
- 6 撮影日入り（手書き可）の工事中及び工事完了後の写真（全ての補強箇所、外観・内観各2枚程度）
- 7 木造住宅耐震助成金請求書（第20号様式） ※日付と金額は提出時に確認してください。
- 8 その他区長が必要と認める書類